

## 坂井市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金交付要綱

令和7年9月24日坂井市告示第279号  
改正 令和8年 3月31日坂井市告示第62号  
改正 令和8年 4月 1日坂井市告示第88号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の再生可能エネルギーの普及及び温室効果ガスの削減を図るため、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）に基づき交付する坂井市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金（以下「補助金」という。）について、坂井市補助金等交付規則（平成18年坂井市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入する設備でなく、かつ、設置する設備の取得財産等の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの間、補助対象設備の設置に関する事業（以下「補助事業」という。）により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないものに限る。

(1) 薪・ペレットストーブ 次に掲げるすべてに該当する設備とする。

ア 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別紙2のイ（ケ）に定める交付要件を満たすこと。

イ 商用化され、導入実績がある設備であり、中古設備でないこと。

ウ 市内で生産された木材を使用する設備であること。

(2) 太陽光発電設備（自己所有型） 次に掲げるすべてに該当する設備とする。

ア 国実施要領別紙2のア（ア）に定める交付要件を満たすこと。

イ 商用化され、導入実績がある設備であり、中古設備でないこと。

ウ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（Feed-in Tariff制度。以下「FIT制度」という。）の認定又はFIP制度（Feed-in Premium制度をいう。以下同じ。）の認定を取得していないこと。

エ 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）の敷地内に導入する補助対象設備で発電する電力量の30パーセントを自家消費し、かつ、自家消費も含めて50パーセント以上を福井県内で消費すること。

(3) 太陽光発電設備（PPA型） 次に掲げるすべてに該当する設備とする。

ア 国実施要領別紙2のア（ア）に定める交付要件を満たすこと。

- イ 商用化され、導入実績がある設備であり、中古設備でないこと。
- ウ 再エネ特措法に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得していないこと。
- エ 補助対象者の敷地内に導入する補助対象設備で発電する電力量の30パーセントを自家消費し、かつ、自家消費も含めて50パーセント以上を福井県内で消費すること。

(4) 木質バイオマスボイラー（自家消費型） 次に掲げるすべてに該当する設備とする。

- ア 国実施要領別紙2のイ（ケ）に定める交付要件を満たすこと。
- イ 商用化され、導入実績がある設備であり、中古設備でないこと。
- ウ 市内で生産された木材を使用する設備であること。

2 設備の入れ替えのために補助対象設備を設置する場合は、既存設備よりも温室効果ガス排出量の削減効果が高効率である設備に限り、補助対象設備とする。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 薪・ペレットストーブ 市内に有する住宅又は事業所に補助対象設備を設置する者

(2) 太陽光発電設備（自己所有型） 市内に有する事業所の敷地内に補助対象設備（太陽光パネルの出力又はパワーコンディショナーの出力のいずれか低い値（小数点以下は切り捨てるものとする。）が100キロワット以上の太陽光システムに限る。）を設置する事業者。ただし、ソーラーカーポートを設置する場合は下限出力の指定はしないものとする。

(3) 太陽光発電設備（PPA型） 市内に有する事業所の敷地内に、補助対象設備を設置するPPA（発電事業者が、太陽光発電設備又はソーラーカーポートを当該発電事業者の費用で設置し、所有及び維持管理した上で、当該太陽光発電設備によって発電された電気を建物等の所有者に販売して供給することをいう。以下同じ。）事業者

(4) 木質バイオマスボイラー（自家消費型） 市内に有する事業所の敷地内に補助対象設備を設置する事業者又は市内に有する事業所の敷地内に補助対象設備を設置するHPA（木質バイオマスボイラーを自らの費用で設置し、所有及び維持管理した上で、当該木質バイオマスボイラーによって生成された熱を建物等の所有者に販売して供給することをいう。）事業者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としなない。

(1) 坂井市暴力団排除条例（平成23年坂井市条例第8号）第2条第1号又は第2号に規定する者及びそれらのものと密接な関係を有する者

(2) 市税を滞納している者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の導入に要する経費であって、国実施要領別表1に定めるものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次に掲げる補助対象設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 薪・ペレットストーブ 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、36万7,500円を限度とする。
- (2) 太陽光発電設備（自己所有型） 太陽光パネルの出力又はパワーコンディショナーの出力のいずれか低い値（小数点以下は切り捨てるものとする。）に1キロワットにつき5万円を乗じて得た額（1キロワット当たりの補助対象経費が5万円未満の場合には、1キロワット当たりのその額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）に太陽光パネルの出力又はパワーコンディショナーの出力のいずれか低い値（小数点以下は切り捨てるものとする。）を乗じて得た額）とし、6,500万円を限度とする。ただし、ソーラーカーポートを設置する場合は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、4,000万円を限度とする。
- (3) 太陽光発電設備（PPA型） 太陽光パネルの出力又はパワーコンディショナーの出力のいずれか低い値（小数点以下は切り捨てるものとする。）に1キロワットにつき5万円を乗じて得た額（1キロワット当たりの補助対象経費が5万円未満の場合には、1キロワット当たりのその額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）に太陽光パネルの出力又はパワーコンディショナーの出力のいずれか低い値（小数点以下は切り捨てるものとする。）を乗じて得た額）とし、6,500万円を限度とする。ただし、ソーラーカーポートを設置する場合は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、4,000万円を限度とする。
- (4) 木質バイオマスボイラー（自家消費型） 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、補助対象経費のうち設計に係る部分については、1,333万3,000円を、施工に係る部分については、1億666万6,000円を限度とする。

（交付申請等）

第6条 申請者は、補助事業を実施する年度の10月31日（第4号については12月31日）までに、坂井市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 薪・ペレットストーブ
  - ア 事業計画書（様式第2-1号）
  - イ 事業工程表（様式第3号）
  - ウ 補助対象経費算定根拠（様式第4号）
  - エ 補助要件チェックシート（様式第5-1号）
  - オ その他市長が必要と認める書類
- (2) 太陽光発電設備（自己所有型）
  - ア 事業計画書（様式第2-2号）

- イ 事業工程表（様式第3号）
- ウ 補助対象経費算定根拠（様式第4号）
- エ 補助要件チェックシート（様式第5-2号）
- オ その他市長が必要と認める書類

(3) 太陽光発電設備（PPA型）

- ア 事業計画書（様式第2-2号）
- イ 事業工程表（様式第3号）
- ウ 補助対象経費算定根拠（様式第4号）
- エ 補助要件チェックシート（様式第5-2号）
- オ その他市長が必要と認める書類

(4) 木質バイオマスボイラー（自家消費型）

- ア 事業計画書（様式第2-1号）
- イ 事業工程表（様式第3号）
- ウ 補助対象経費算定根拠（様式第4号）
- エ 補助要件チェックシート（様式第5-1号）
- オ その他市長が必要と認める書類

- 2 申請の受付は、先着順に行うものとし、予算の範囲を超えたときは受付を終了する。
- 3 申請者は、補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請の時点において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 4 申請者は、やむを得ない理由により交付決定日前に補助事業を実施しようとする場合は、着手前に坂井市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金事前着手申請書（様式第1-1号）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請者に対し、坂井市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金事前着手（否認）承認書（様式第1-2号）により事前着手の可否を通知するものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、補助金等交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者へ通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しないことを決定した場合は、その旨及び理由を補助金等不交付（交付取消）決定通知書（様式第7号）により当該申請者へ通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続きについては、環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知別添。以下「財産処分承認基準」と

いう。)に基づき行うものとする。

(2) 財産処分承認基準第4の規定により算定された財産処分納付金について、市長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る日数に応じた民法(明治29年法律第89号)第404条第2項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

(3) 補助金の交付の決定を受けた補助対象者(以下「交付決定者」という。)は、市長から求められた場合は、次に掲げる事項について協力しなければならない。

ア 国交付要綱第20条第1項の規定による地方環境事務所長による書類の審査及び現地調査等

イ その他市長が協力を依頼する事項

(補助事業実施期間)

第9条 交付決定者は、第7条第1項の規定による交付決定の通知を受けた日以降に補助事業に着手し、当該交付決定の通知を受けた日の属する年度の1月31日までに施工及び施工事業者への支払いを完了しなければならない。ただし、やむを得ない理由により翌年度への繰越を必要とする場合は、交付決定者はその理由とともに、繰越承認申請書(様式第8号)を、当該交付決定の通知を受けた日の属する年度の11月30日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、交付決定者に対し、坂井市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金繰越(否認)承認書(様式第9号)により繰越の可否を通知するものとする。

(変更の承認)

第10条 交付決定者は、補助事業に係る次の各号に掲げるいずれかの事項を変更しようとするときは、坂井市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金補助対象事業計画変更承認申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。ただし、減額される補助金の額が交付決定を受けた補助金の額の10パーセント未満かつ50万円以下の減額の場合で、補助の目的、事業能率及び交付金額に影響を与えない場合は、この限りでない。

(1) 補助対象設備の内容(規格、金額等)

(2) 補助対象経費の配分

2 市長は、前項の規定により補助事業の変更承認の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、承認すべきと認めた場合は、その結果を補助金等交付変更承認決定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 交付決定者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、坂井市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金補助事業廃止(中止)届書(様式第12号。以下「補助事業廃止届書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助事業廃止届書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、承認すべきと認めた場合は、その結果を補助金交付廃止(中止)承認書(様式第13号)により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに、坂井市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金実績報告書(様式第14号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第15号)
- (2) 補助対象経費実績根拠(様式第16号)
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、補助金等確定通知書(様式第17号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、坂井市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金交付請求書(様式第18号)を市長に提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(報告等)

第15条 市長は、この告示の施行に必要と認めるときは、交付決定者に対し、経理状況等必要な事項について報告させ、又は検査を行うことができる。

(交付決定の取り消し)

第16条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金交付決定取消通知書(様式第19号)により、補助金の交付決定(第10条第2項による変更の承認を含む。)の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (2) 補助金の申請又は補助事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
- (3) 補助事業廃止届書の提出があったとき。
- (4) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (5) 補助対象設備の導入により、相当の収益が生じたとき。
- (6) 国又は市から同様の補助金を受けたとき。
- (7) この告示その他関係法令の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、第13条の規定による補助金の額の確定があった後についても適用する。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付されているときは、補助金返還命令書(様式第20号)により交付決定者に対し、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じることができる。

2 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超

える補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命じることができる。

3 交付決定者は、補助金の返還を命じられたときは、定められた期限内にこれを返還しなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産の管理)

第18条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効力の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するために台帳を備え、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的運用を図らなければならない。

2 交付決定者は、天災地変その他交付決定者の責めに帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、市長に対し、設備毀損（滅失）届出書（様式第21号）を提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 交付決定者は、法定耐用年数で定める期間内において、取得財産等を国交付要綱第2条に規定する目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供するときには、あらかじめ市長にその承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰する事由以外の事由により補助対象設備の財産処分等を行う場合は、事後に次項に規定する申請書を提出することができるものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により承認を受けようとする場合は、市長に対し、取得財産当処分承認申請書（様式第22号）及び取得財産等の処分等による収入金報告書（様式第23号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の承認申請書の提出があった場合は、内容を審査し、処分を承認する場合は、持参処分等承認通知書（様式第24号）により交付決定者に通知するものとし、対象事業に係る補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

4 交付決定者は、市長から交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求された場合は、請求に応じて返還しなければならない。

5 第1項の規定による市長の承認を必要とする財産は、取得価格が単価50万円以上の機器、器具及び備品とする。

(帳簿の整理等)

第20条 交付決定者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 交付決定者は、取得財産等について前条第1項で定める期間を経過するまでは、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

(事業効果の報告)

第21条 交付決定者は、補助事業により発生した効果について、補助事業が完了した年度の翌年度から5年の間、毎年度の事業実施効果として、各年度4月30日までに、利用実績報告書（様式第25号）により報告しなければならない。ただし、第3条第1号に規定する者については、補助事業を完了した年度の翌年度のみとする。

2 市は利用実績報告書に記載の次に掲げる事項について、本事業の事業効果を報告するために情報を広く利用することができる。

(1) 補助事業名及び補助件数

(2) 補助対象者名（第2条第1号に規定する設備を住宅に設置した者を除く。）

(3) 温室効果ガス削減効果

(4) その他市長が必要と認める事項

(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年9月24日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 太陽光発電設備（自己所有型）及び太陽光発電設備（PPA型）に係る規定 令和8年4月1日

(2) 木質バイオマスボイラー（自家消費型）に係る規定 令和9年4月1日

(失効)

2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条及び第15条から第21条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（令和8年3月31日告示第62号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日告示第88号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。